

明治記念大磯邸園邸宅保存活用計画検討委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明治記念大磯邸園邸宅保存活用計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置について、必要な要綱を定めるものである。

(目的)

第2条 検討委員会は、明治記念大磯邸園内に現存する旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）、旧大隈重信別邸・旧古河別邸、陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸、西園寺公望邸跡・旧池田成彬邸の4邸について、「明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会」による検討を経て策定した「明治記念大磯邸園基本計画」に基づき、保存活用の観点から整備等に関する各段階における次の事項について検討を行う。

- (1) 歴史的評価を含めた文化的価値の評価に関すること
- (2) 保存活用を図るための基本方針の設定に関すること
- (3) その他必要な事項

(検討委員会の構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる委員および行政委員で構成する。

委員：水沼 淑子 関東学院大学名誉教授

(明治記念大磯邸園基本計画検討委員会委員)

横浜市歴史的景観保全委員会 委員

吉田 鋼市 横浜国立大学名誉教授

横浜市歴史的景観保全委員会 委員

行政委員：小池 正幸 神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課長

山際 健一 神奈川県 県土整備局 都市部 都市公園課長

森田 敏幾 大磯町 都市建設部長

北水 慶一 大磯町 教育委員会教育部生涯学習課 文化財活用推進担当課長

富所 弘充 関東地方整備局 建政部 公園調整官

外崎 康弘 関東地方整備局 営繕部 整備課長

谿花 範泰 関東地方整備局 横浜営繕事務所長

2 委員は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長が委嘱する。

(運営及び会議)

第4条 検討委員会は、委員の指示により事務局が招集する。

2 検討委員会は、委員兩名の出席をもって成立する。

3 委員が必要と判断した場合、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会は、設置の目的を達成した時に解散する。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所、  
営繕部 及び横浜営繕事務所に置き、その主務は国営昭和記念公園事務所が行う。

2 事務局は、検討委員会の庶務を遂行する。

3 事務局は、検討委員会の庶務を委託することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員が検討委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、令和元年 8月 2日から施行する。

附則（令和2年12月11日）

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

附則（令和3年 6月23日）

この要綱は、令和3年 6月23日から施行する。

附則（令和4年 8月 5日）

この要綱は、令和4年 8月 5日から施行する。